

## 産 業 廃 棄 物 積 替 保 管 施 設

所在地  
面積

①福井県越前市大塩町62字向山28番11  
121.5 m<sup>2</sup> (石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む。)

産業廃棄物の種類	保管上限
燃 え 殻	0.8 m <sup>3</sup>
汚 泥	3.6 m <sup>3</sup>
廃 油	5.4 m <sup>3</sup>
廃 酸	3.6 m <sup>3</sup>
廃アルカリ	3.6 m <sup>3</sup>
紙 く ず	0.8 m <sup>3</sup>
繊 維 く ず	0.8 m <sup>3</sup>
木 く ず	1.8 m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」およびがれき類	5.4 m <sup>3</sup>
鋳 さ い	0.8 m <sup>3</sup>
ばいじん	0.8 m <sup>3</sup>
政令第2条第13号廃棄物	0.8 m <sup>3</sup>

所在地  
面積

②福井県越前市大塩町62字向山28番11  
83.2 m<sup>2</sup> (石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

産業廃棄物の種類	保管上限
廃プラスチック類	84.0 m <sup>3</sup>

特別管理産業廃棄物積替保管施設

所在地 ①福井県越前市大塩町62字向山28番5  
面積 26.5 m<sup>2</sup>

産業廃棄物の種類	保管上限
<p>廃油 (揮発油類、灯油類および軽油類のもの、またはトリクロロイソ、テトラクロロイソ、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロイソ、ジ-1・2-ジクロロイソ、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロパン、ベンゼンもしくは1・4-ジクロロベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)</p>	9.6 m <sup>3</sup>
<p>廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの、または水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはそれらの化合物、六価クロム化合物、1・4-ジクロロベンゼンもしくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)</p>	1.6 m <sup>3</sup>
<p>廃アルカリ (水素イオン濃度指数2.0以下のもの、または水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはそれらの化合物、六価クロム化合物、1・4-ジクロロベンゼンもしくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)</p>	1.6 m <sup>3</sup>
<p>感染性産業廃棄物</p>	2.5 m <sup>3</sup>
<p>燃え殻 (カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはそれらの化合物、六価クロム化合物またはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)</p>	1.6 m <sup>3</sup>
<p>汚泥(水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはそれらの化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、シアニド化合物、トリクロロイソ、テトラクロロイソ、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロイソ、ジ-1・2-ジクロロイソ、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロパン、チウム、シアン、チオベンザルブ、ベンゼン、1・4-ジクロロベンゼンまたはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)</p>	1.6 m <sup>3</sup>

所在地 ②福井県越前市大塩町62字向山28番5  
面積 42.12 m<sup>2</sup>

産業廃棄物の種類	保管上限
<p>廃水銀等</p>	0.4m <sup>3</sup>
<p>廃石綿等</p>	32 m <sup>3</sup>